

こ成母第 783 号
令和6年12月27日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金の既受給者に対する
個別通知の実施等について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）については、令和7年1月17日に施行される予定です。

法の立法過程における「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」（以下「議員連盟」という。）の議論において、都道府県が、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を当該支給対象者に個別に通知すること（以下「個別通知」という。）については、法律上義務付けないこととされました。

これを踏まえ、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布に係る対応について（協力依頼）（令和6年10月18日こども家庭庁成育局母子保健課長等通知。以下「事前協力通知」という。）において、「都道府県において、仮に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を個別に通知することについては、今回の立法趣旨を踏まえ、個々人の置かれている状況等に応じて、先行して実施していた事例を参照しながら、適切な実施を検討いただきますよう、お願い」させていたところでした。

この点に関し、こども家庭庁としては、個別通知の実施に当たり、各都道府県が個々人の状況に応じて適切な実施を検討できるよう、先行して個別通知を実施している都道府県の事例や、実施の際に留意いただきたい事項をお示しするなど、各都道府県の取組を後押しするための対応について、今後行うことを予定しております。

一方で、事前協力依頼通知では、「これまで旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、一時金を支給されていた方に対しては、今後、補償金等の案内を個別に

行うことを検討しており、その際はご協力をお願い」することについても、ご連絡していたところ、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）に基づく一時金（以下「一時金」という。）を既に受給した方（以下「一時金の既受給者」という。）に対しては、今般の立法趣旨を踏まえ、全都道府県において個別通知を実施していただきたいと考えております。各都道府県におかれては、下記にお示しする実施手法等を基本として、一時金の既受給者に対する個別通知を実施いただくよう、積極的な御協力をお願いいたします。

なお、一時金の既受給者に対する個別通知の実施について、各都道府県において、被害者のプライバシー等に配慮しつつ、創意工夫の下、下記の手法以外の手法を用いて行っていただくことも差支えありません。

記

1. 基本的な考え方について

法が成立するに至った趣旨や経緯も踏まえ、法に基づく補償金等の支給が着実に行われ、被害を受けられた方が補償金等を受け取ることができるよう、取組を進めていく必要があります。

一方で、個別通知の実施については、議員連盟における議論においても、被害者本人が家族に優生手術等を受けたことを一切伝えていない場合や、優生手術等を受けた当時のことを思い出したくない場合など、実施することにより被害者が不利益を被ってしまうことも想定されるなどの理由から、法律上義務付けないこととされたところです。

一時金の既受給者に対する個別通知の実施に当たっても、上記の経緯も踏まえて、基本的に以下にお示しする方法に従って、被害者のプライバシー等に配慮して実施いただくようお願いいたします。

2. 一時金の既受給者に対する個別通知の実施手法等について

(1) 一時金の既受給者に対する個別通知の実施対象について

一時金の既受給者は、既にその支給の際に、当該支給を受ける権利の認定を受けていることから、法に基づく補償金に関しても支給対象となります。

一方で、一時金の既受給者であっても、一時金の既受給者本人が当該一時金を受給したことについて家族に一切伝えていない場合などもあると想定されます。

このような事情を踏まえ、本通知に基づき、個別通知を実施する対象については、原則として一時金の既受給者である本人のみとします。

(2) 一時金の既受給者に対する個別通知の実施手法について

一時金の既受給者に対する個別通知は、以下の流れに沿って実施いた
くよう、お願いいたします。

① 対象者への電話連絡

各都道府県において、保有している一時金の請求記録から、対象者と
その電話番号（対象者が代理の連絡先を記載している場合は、その連絡先
の電話番号）を確認の上、その電話番号に電話していただき、本人（対象
者が代理人の連絡先を一時金の請求記録に記載している場合は、その代
理人）に対して、補償金の対象者になる旨をお伝えいただくよう（代理人
の場合は本人への伝達を依頼いただくよう）お願いいたします。その際、
郵送による個別通知を希望するかどうかについて確認いただくようお願
いいたします。

② 郵送での個別通知の実施

本人（又はその代理人）に郵送による個別通知の希望を確認できた場合
は、改めて送付を希望する住所について電話で確認の上、聞き取った住所
宛てに郵送での個別通知を実施願います。個別通知の実施に当たっては、
別添1から別添4の、一時金の既受給者に対する個別通知、請求様式、リ
ーフレット（通常版及び分かりやすい版）を同封いただきますよう、お願
いいたします。

(3) 一時金の既受給者に対する個別通知の実施に関する留意点

(2) ①において、対象者に電話連絡をした際に、電話がつかない場
合は、時間を空けて複数回連絡いただくようお願いいたします。また、対象
者に電話連絡をする際には、本人が家族に伝えていない場合なども想定され
ることから、必ず本人（又は一時金の請求記録に記載のある代理人）である
ことを確認の上、お話いただくようお願いいたします。

(2) ②において、郵送で個別通知を実施する際には、原則として本人限
定受取郵便（郵便物に記載された名あて人または差出人が指定した代理人一
人に限り、郵便物をお渡しする郵送方法）を活用するなど、本人以外の者が
誤って内容を確認したり、内容が特定されたりすることがないように実施
いただくようお願いいたします。また、本人以外の方に封筒の内容が旧優生保
護法に係るものと特定されないように実施いただくようお願いいたします。

3. 個別通知の実施に要する費用について

本通知において各都道府県に実施をお願いする一時金の既受給者に対する個
別通知を含め、各都道府県が個別通知を実施するために要した費用については、
法の立法趣旨も踏まえ、法の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、

法第 36 条に基づき都道府県に交付する事務費の交付対象といたします。本通知に基づく個別通知の実施に際しては、当該事務費を積極的に活用いただきますよう、お願いいたします。

<添付資料>

別添 1：一時金の既受給者に対する個別通知

別添 2：請求様式

別添 3：リーフレット（通常版）

別添 4：リーフレット（分かりやすい版）

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0505

Mail：boshihoken.kikaku@cfa.go.jp